

条例等の案の概要

1 条例等の案の題名

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例及び静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の制定並びに規制区域の指定について（案）

2 条例等を定める根拠となる法令の条項

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）

※条項については、以下の「4 条例等の案の内容」において、個別に示しています。

3 制定の趣旨

令和3年7月に、熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、甚大な人的・物的被害が発生したことから、盛土の総点検が実施されました（全国で約3.6万箇所）。

これらの盛土について、宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、一定程度の開発は規制することができているものの、各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在しました。

のことから、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要とされたため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」といいます。）に法律名、目的等も含め抜本的に改正されました（令和4年5月27日に公布、令和5年5月26日に施行）。

盛土規制法による規制の開始に当たり、同法により自治体の条例や規則で定めることができることとされた事項その他の法の施行に必要な事項について、条例及び規則を定めます。

このたび、条例及び規則の案の骨子を取りまとめましたので、広く市民の皆様の御意見を募集します。

また、盛土規制法による規制の前提となる規制区域について基礎調査を行い、規制区域の案を策定しましたので、併せて御意見を募集します。

4 条例等の案の内容

盛土規制法による規制について、条例又は規則により、以下のとおり付加的な事項等を定めます。（詳細は別紙1又は別紙2を参照）

(1) 条例の骨子

ア 特定盛土等規制区域の許可対象規模の設定（引下げ）【条例I】（法第32条）

盛土規制法第32条の規定により、特定盛土等規制区域において工事の許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模を、宅地造成等工事規制区域と同じ規模（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（以下「政令」という。）第3条各号又は第4条各号に掲げる規模）に設定します。

イ 定期の報告の報告事項追加【条例II】（法第19条第2項、法第38条第2項）

法令で定める定期の報告の報告事項に、次の（ア）から（エ）までを追加します。

- （ア） 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質
- （イ） 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の発生場所の名称及び所在地並びに発生場所の管理者の氏名及び住所
- （ウ） 報告に係る期間中に盛土に用いた土石の発生場所ごとの数量
- （エ） 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のため必要な措置の状況

ウ 盛土規制法の執行に必要な手続等の追加【条例III】

（ア） 着手届

盛土規制法の許可を受けて工事に着手したときは、市長に届け出なければならぬこととします。

（イ） 変更届

法令により届出が義務付けられている工事（i 規制区域指定の際、規制区域内で行われている宅地造成等に関する工事、ii擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるもの）について、届出事項に変更があった場合は、市長に届け出なければならないこととします。

（ウ） 完了届

法令により届出が義務付けられている工事（i 規制区域指定の際、規制区域内で行われている宅地造成等に関する工事、ii擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるもの）について、工事を完了したときは、市長に届け出なければならないこととします。

(エ) 廃止届等

盛土規制法の許可を受けた工事又は届出を行った工事について、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開したときは、市長に届け出なければならないこととします。

また、廃止又は休止をしようとする場合は、事前に市長の承認を受けた安全上の措置を講じなければならないこととします。

(オ) 地位の承継届

許可を受けた者の相続人等の一般承継人は、許可に基づく地位を承継するものとします。この場合、許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、市長に届け出なければならないこととします。

(2) 規則の骨子

ア 技術的基準の付加・強化【規則 i】(政令第 20 条第 2 項、政令第 30 条第 1 項)

政令で規定する技術的基準について、次のとおり、付加又は強化をします。

(ア) 盛土の標準形状

高さが 5 メートル以上である盛土又は切土は、盛土又は切土の高さ 5 メートルごとに幅 1.5 メートル以上の小段を設けること。

盛土と切土とを同時にする場合において、高さが 5 メートル以上である盛土及び切土は、当該盛土及び切土の高さ 5 メートルごとに幅 1.5 メートル以上の小段を設けること。

なお、これらの小段に排水溝を設置すること。

また、盛土の高さ及び法面の勾配が、土石の性質等に応じて適切に設定され、安全性が確かめられたものであること。

(イ) 盛土の安定性の確認

以下のいずれかに該当する盛土をする場合は、土質試験等に基づく安定計算を行うことにより、自重及び地震力による当該盛土の滑り出す力が、その滑り面に対する最大摩擦抵抗力等を下回ることを確認すること。

- ・ 盛土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超える、盛土の内部に地下水が浸入することが想定されるもの

- ・ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上となるもの
- ・ 盛土の高さが 15 メートルを超えるもの

(ウ) 盛土をする前の地盤対策

盛土をする土地の地盤の沈下又はその周辺の土地の地盤の隆起が生じないように、土の置換えや水抜き等の措置を講ずること。

(エ) 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

高さが 5 メートルを超える擁壁又は（イ）の盛土若しくは高さが 15 メートルを超える切土に設置する擁壁においては、構造計算に土圧、水圧、自重及び地震力の検討をすること。

(オ) 特殊の材料又は構法による擁壁の構造（国土交通大臣認定擁壁）

高さが 5 メートルを超える擁壁又は（イ）の盛土若しくは高さが 15 メートルを超える切土に設置する擁壁においては、国土交通大臣の認定擁壁を設置するときは、地震力によって安全性が損なわれない擁壁とすること。

(カ) 任意設置擁壁の構造

許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事で設置する擁壁で、高さ 2 メートル以下のものは、鉄筋コンクリート造や無筋コンクリート造、間知石練積み造等の練積み造又は国土交通大臣の認定擁壁とすること。（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるときは除く。）

(キ) 放流先の対策

放流先の排水能力や利水の状況等を勘案して、区域内の排水を有効かつ適切に排出することができるよう、放流先の管理者の同意を得た上で、区域の排水施設が下水道、排水路又は河川・海域等に接続されていること。（この場合で、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、区域において一時雨水を貯留する調整池等を設けることも可能）

(ク) 土砂流出対策

区域外に土砂が流出しないように、土砂の流出を防止するための施設が設けられていること。

イ 拥壁等の代替措置【規則 ii】（政令第 20 条第 1 項）

盛土又は切土をした土地に生ずる崖面について、災害の防止上支障がないと認められたときは、政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、以下のいずれかの工法による措置をとることができます。

- (ア) 石積み工
- (イ) 編柵(しがら)工、筋工又は積苗工
- (ウ) その他、市長が適当と認めた工法

ウ 許可申請書への添付書類の追加【規則ⅲ】(省令第7条第1項第12号、同条第2項第10号、省令第63条第1項第2号、同条第2項第2号)

許可申請書の添付書類について、法令で定めるものほか、以下の書類を追加します。

(ア) 宅地造成又は特定盛土等

- ・ 盛土又は切土をする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ・ 盛土又は切土をする土地の求積図
- ・ 工程表
- ・ 防災計画平面図
- ・ 防災施設構造図
- ・ 防災施設構造計算書
- ・ 排水施設流量計算書
- ・ 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- ・ 工事主が法人である場合にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに納付すべき法人税額及び納付済額を証する書類、個人の場合にあっては、直前3年の納付すべき所得税額及び納付済額を証する書類
- ・ 申請者の信用に関する申告書
- ・ 工事施行者の施行能力を証する書類
- ・ 工事施行者が法人である場合にあっては、登記事項証明書、個人の場合にあっては、住民票の写し

(イ) 土石の堆積

- ・ 土石の堆積をする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ・ 土石の堆積をする土地の求積図

- ・ 工程表
- ・ 排水施設流量計算書
- ・ 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- ・ 工事主が法人である場合にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに納付すべき法人税額及び納付済額を証する書類、個人の場合にあっては、直前3年の納付すべき所得税額及び納付済額を証する書類
- ・ 申請者の信用に関する申告書
- ・ 工事施行者の施行能力を証する書類
- ・ 工事施行者が法人である場合にあっては、登記事項証明書、個人の場合にあっては、住民票の写し

エ 細目的事項の規定【規則iv】

盛土規制法に基づく届出の様式等、法執行に係る細目的な事項を定めます。

5 条例等を施行する時期

令和7年5月26日（予定）

宅地造成及び特定盛土等規制法附則（令和4年法律第55号）（抄）第2条第1項

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の宅地造成等規制法第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

盛土規制法の中に上記の規定があります。静岡市には宅地造成等規制法に基づく規制区域はありません。一方で同法に基づく区域を指定している静岡県や浜松市は盛土規制法の施行日（令和5年5月26日）から2年以内に運用を開始する必要があります。県内同時に運用を開始するため静岡県と浜松市と調整し開始時期を合わせることとしました。また、静岡県盛土等の規制に関する条例が本市にも適用されているため、二重規制や規制がない期間を発生させないためにも時期を合わせる必要があります。

6 規制区域の指定

基礎調査の結果を踏まえ、盛土規制法第10条第1項に基づく宅地造成等工事規制区域及び同法第26条第1項に基づく特定盛土等規制区域の案を策定しました。(別紙3を参照)